

(案)

卓越大学院プログラム 採択プログラムに係るフォローアップについて

平成 30 年 10 月 22 日

(令和元年 7 月 4 日改正)

(令和 2 年 8 月 26 日改正)

(令和 6 年 3 月 7 日改正)

卓越大学院プログラム委員会決定

1. 内容

事業目的の着実な達成に資するため、採択プログラムを実施する大学（以下「大学」という。）に赴き、プログラム参加学生（以下「学生」という。）を含む関係者との質疑応答及び教育現場・施設の視察等を行うことにより、プログラムの進捗状況を適切に把握・確認するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

2. 実施体制

- (1) フォローアップは、卓越大学院プログラム委員会（以下「委員会」という。）の審査・評価部会（以下「部会」という。）を中心に行う。
- (2) 部会は、採択プログラムごとに、フォローアップ担当委員（以下「担当委員」という。）を割り当てる。
- (3) また、担当委員との連携のもとに、各採択プログラム（複数を兼ねる場合を含む。）に対する日常的な進捗状況の把握、相談、助言等を行うプログラムオフィサー（以下「PO」という。）を別に置く。PO は、企業、国際機関、外国の大学等、海外での勤務経験を有する者等のうちから独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）理事長が任命する。

3. 実施方法

(1) 実施手順

<大学>

大学は、自己点検評価や外部評価により、採択プログラムの適正な実施に努めつつ、毎年度終了時に、採択プログラムごとに実施状況報告書（別紙 1）を作成し、委員会に提出する。なお、4 年度目・7 年度目の評価実施前年度分の同報告書の作成・提出については要しない。

<担当委員>

- 1) 担当委員は、提出のあった実施状況報告書の内容を確認するとともに、現地を訪問し、大学の関係者から説明を受け質疑応答を行うとともに、必要に応じて教育現場・施設等の視察を行う（委員現地視察）。その際、原則として学生からの意見も併せて聴取する。また、他の部会委員も任意で委員現地視察に参加することができる。

○委員現地視察の実施時期（必要に応じて）

採択プログラムの実施期間のうち、実行初期段階としての 2 年度目及び 4 年度目の評価を踏まえた見直し時期にあたる 5 年度目を目処に行う。

○委員現地視察の位置付け

＜初期段階での事業趣旨・目的の確認等（採択2年度目）＞

- ・卓越大学院プログラムの事業の趣旨並びに当該採択プログラムの実施の方向性の確認及び採択時の意見等への対応状況の確認を行い、必要に応じ事業趣旨に沿ったプログラムの運営がなされるよう指導・助言を行う。

＜採択4年度目の評価結果の対応状況等の確認（採択5年度目を目途）＞

- ・事業目的の着実な達成及び採択プログラムが補助期間終了後も定着・発展するための取組が適切に行われるよう、採択4年度目の評価結果に付した留意事項及び採択2年度目の現地視察報告書（別紙2）の意見等への対応を確認するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

○大学の関係者（委員現地視察対応者）

- ・全体責任者（学長）（必要に応じて同席）
- ・プログラム責任者
- ・プログラムコーディネーター及びプログラム担当者
- ・メンター及びインターンシップ受入れ機関の担当者並びに修了者の就職先機関の関係者（必要に応じて同席）
- ・学生
- ・プログラム事務局（必要に応じて同席）

○実施項目（例）

- ① 学生との意見交換
- ② 教育現場・施設等の視察
- ③ プログラム責任者等との質疑応答
- ④ 講評
- ⑤ その他、担当委員が必要と判断する事項

※実施項目並びに各実施項目にかかる所要時間は採択プログラムの進捗状況等に応じ、半日から一日程度の範囲において、部会において決定するものとする。

2) 担当委員は、以下（2）に示す観点に基づき、採択プログラムが適正に実施されているかどうかを把握し、必要に応じて指導・助言を行う。

3) 現地視察後、担当委員は現地視察報告書を作成し、部会に提出する。

＜PO＞

1) PO は、担当する採択プログラムのプログラムコーディネーターと連絡を保ちつつ、毎年度、必要に応じて機動的に大学を訪問等（PO 現地訪問）し、学生との対話等を含めプログラムの進捗状況を確認するとともに、プログラムの改善・充実に必要な相談、助言等のケアを積極的に行う。

2) PO 現地訪問については、委員現地視察スケジュール例等を参考に実施する。また、必要に応じて他の採択プログラムを担当する PO や部会委員も PO 訪問に参加することができる。

3) PO は、委員現地視察にも原則として立ち会うものとする。

4) PO は、毎年度終了後に PO フォローアップ報告書（別紙3）を作成し、部会に提出する。

5) PO は、原則として関係する部会にオブザーバー出席するものとする。

<委員会、部会>

部会は、担当委員から提出のあった現地視察報告書について、その内容を確認し、必要に応じてコメントを付し、大学の確認を経た上で大学に開示・公表する。

また、PO から提出のあった PO フォローアップ報告書について、その内容を確認し、必要に応じてコメントを付した上で大学に開示する。部会はこれら報告書の内容について委員会へ報告する。

各報告書における意見等への大学の対応状況については、部会の実施する4年度目及び7年度目の評価において確認し、各評価に反映させることとする。

なお、フォローアップの過程で進捗状況に著しい問題があると部会が判断した場合は、委員会へ報告し、委員会の決定に基づき、当該採択プログラムに対する文部科学省による支援を縮小もしくは廃止させることもありうるものとする。

(2) フォローアップの観点

- ・事業の趣旨・目的が適切に理解されているか。
- ・採択プログラムの実施・運営体制は適切に構築されているか。
- ・採択プログラムは当初の構想・計画に沿って順調に進捗しているか。4年度目の評価結果を踏まえた当初計画の見直し案に沿って、順調に進捗しているか。
- ・特色ある学位プログラムへの取組が進んでいるか。
- ・審査結果表及び4年度目の評価結果に付した留意事項及び現地視察報告書の意見等への対応はなされているか。
- ・PO フォローアップ報告書の意見等への対応はなされているか。
- ・実質的な教育内容として効果が期待できるものとなっているか。もしくは、効果が上がっているか。
- ・各事業で自ら設定した目標の達成度、各年度の KPI の達成状況、資金計画の状況がどのようになっているか。
- ・事業経費の支出内容は、費用対効果を含め妥当であるか。
- ・採択プログラムを通じた大学院教育全体の改革が進んでいるか。（プログラムに参画する専攻等の教育改革や、成果の大学院全体への波及に向けた具体的取組の進捗状況など）

(3) その他

- ・実施に当たっては、大学、担当委員、PO の過度の負担とならないように配慮する。
- ・委員現地視察や PO 訪問並びにアンケート調査等において、学生からの意見を精緻に聴取する仕組みを工夫することにより、学生の意見の把握に努める。
- ・委員現地視察やPO現地訪問は、委員会の判断により、ウェブ会議システムによる実施等、社会情勢を踏まえた代替措置を以て行うことができる。
- ・担当委員は、上記(1)によらない場合でも上記(2)に示す観点に基づき、事業計画が適正に実施されているかどうかを把握し、必要に応じて指導・助言を行うことができる。

4. 公表等

各大学の作成する実施状況報告書における「プログラム進捗状況概要」及び部会で確認した現地視察報告書については、振興会ホームページにおいて公表する。

5. 追跡調査

採択プログラムが事業目的に合致した成果を上げたかを将来的に確認・評価する観点から、大学は、プログラム修了者のキャリアパスを継続的に把握するとともに、就職先機関における評価を聴取し、採択プログラムにフィードバックする体制を構築することとし、振興会からの求めに応じて、その状況を報告する。